

令和 8 年度百里基地航空祭 臨時売店募集要項

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）
航空自衛隊百里基地
第 7 航空団基地業務群業務隊

募集要項

1 概要

「令和8年度百里基地航空祭」において、臨時売店を設置し、販売を行う業者について、次のとおり募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）保有者又は第7項に示す書類の提出により同等の資格を確認できる業者であること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 1年以上の営業実績を有していること。
- (9) 募集要項及び誓約書記載事項を遵守できること。
- (10) 過去の出店等において、違反行為等がないこと。

3 実施日等

(1) 実施日（予定）

ア 事前予行 令和8年12月5日（土）

イ 一般公開 令和8年12月6日（日）

注：実施日は予定であり、官側の都合や天候等の理由により開催規模や実施日等の変更又は中止となる場合がある。

(2) 販売時間（予定）

ア 令和8年12月5日（土） 10：00～14：30

イ 令和8年12月6日（日） 08：30～14：00

注：販売時間は予定であり、官側の都合や天候等の理由により変更となる場合がある。

(3) その他

令和8年12月5日(土)は、入場者が限られているため、令和8年12月6日(日)と入場者数の規模が異なる。

なお、出店することとなった場合、食品販売（テント又はキッチンカー及び物品販売は必ず出店は2日間を通じて行うものとし、いずれか1日のみの出店は不可とする。

4 募集業種及び募集店舗数

業種	販売品目	店舗数（予定）	
		<u>12月5日(土)</u>	<u>12月6日(日)</u>
		事前予行	一般公開
食品販売 (テント又はキッチンカー)	軽食、弁当等及び清涼飲料水（ガラス容器でないこと。）※ ※酒類（ノンアルコールビール等酒類を模した飲料を含む。）は不可	35（2日間通じて出店）	
物品販売	自衛隊関連商品、土産品等	25（2日間通じて出店）	

注1：募集店舗数は、予定のため増減する場合がある。

なお、強風対策のため、キッチンカーでの出店を推奨しており、応募状況に

注2：応募者多数の場合、官側で決定（抽選等）する。

注3：売店設置場所は、官側で決定する。

注4：応募状況、出店業者の審査に関すること及び決定に関する問い合わせには、一切答えることはできない。

注5：出店業者として決定した場合においても、官側の都合や天候等の理由により、出店の取り止め、販売品目の全部又は一部が販売中止となる場合があるので承知されたい。その場合における費用、損害等、いかなる理由においても基地側は一切の賠償及び補償はしない。

5 販売品目等に係る注意事項

(1) 食品

ア 出店業者として決定した場合においても、官側の都合や天候等の理由により、出店の取り止め、販売品目の全部又は一部が販売中止となる場合があるので承知されたい。その場合における費用、損害等いかなる理由においても基地側は一切の賠償及び補償はしない。

イ 当基地を管轄する茨城県中央保健所から臨時営業許可を受けていること。また、食中毒等の食品事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していること、調理者及び販売員全員が、出店業者として決定後に細菌検査を受けていることが出店の条件となる。令和8年11月4日(水)までに前述の手続き完了が確認で央きない場合については、航空祭実施日の出店は不可とする。

ウ 航空祭実施日は茨城県中央保健所による巡回指導が行われるので、必ずその指導に従って営業すること。食中毒防止の観点から、指導事項を遵守しない場合は

営業を中止させる。

- エ 航空祭実施日は、万一の食中毒発生に備えた保存用検体を提出すること。
- オ 食品衛生上の観点から、生鮮食料品等、原則として非加熱食品販売は不可とする。また、かまぼこ等、冷蔵保存が必要な加熱済食品も同様とする。（レトルトパウチとなっており、常温保存可能となっている品は可。）
- カ 売店設置場所には排水設備がないため、来場者及び業者による汁等の廃棄が発生する食品（ラーメン、うどん、そば、おでん等）の販売は不可とする。
なお、調理に必要なゆで汁等を、業者が持ち帰って廃棄する場合は可とする。
- キ 業務に従事する者は、手指及び店舗内の消毒を実施すること。

（２）飲料水

- ア 容器にガラスを使用しているものの販売は不可とする。
- イ 酒類（ノンアルコールビール等酒類を模した飲料を含む。）の販売は不可とする。

ウ 土産品等

飲食物に該当する土産物について、変質・腐敗しやすい商品及び酒類の販売は不可とする。

エ 自衛隊関連商品、ミリタリー・グッズ

放射性同位元素が装備された羅針盤トリチウムコンパス、ライター、ガスカートリッジ等の可燃性質を有する危険物（取り扱いが放射性同位元素等規制法に基づき、定められているため。）及び刃物、モデルガン、工具、空薬莢等、使用方法によっては凶器になり得る物品の販売は不可とする。

オ その他

脚立、椅子及び風船等の飛散する物、飛翔する物の販売は不可とする。

（３）その他

- ア 食品と飲料水を同時に販売する場合は食品販売として取り扱う。
- イ 前述（１）から（３）のほか、出店申込の際に提出していただく書類No.7「販売品目内訳表」により、事前に基地が販売不適と判断した品目の販売は不可とする。また、航空祭実施日においても現物確認の上、販売不適と判断した商品については直ちに販売を中止させる。
- ウ イについて、販売を中止させた場合における費用、損害等、いかなる理由においても基地側は一切の賠償及び補償はしない。

6 売店の設置及び営業について

（１）１店舗あたりの販売区画等

出店は、１業者あたり１店舗とし、その面積は「幅５．４m×奥行３．６m」の範囲内に収まるようにした上で、必ずテントを使用し、テントには強風等対策として、転倒防止用の重しを設置及びその他転倒防止対策をとりテントが転倒しないようにすること。また、食品の場合は三方幕を設置すること。

なお、キッチンカーを使用する業者は、書類No.9「基地乗入車両届」に、その旨を記載すること。使用するキッチンカーは、区画内に収まることを条件とする。

（２）基地乗り入れ可能な車両台数

保冷車、冷凍車を使用する場合を除き、１社あたり３台以内とする。

なお、航空祭実施日は小美玉市消防本部による巡回指導が行われるので、必ずその指導に従って営業すること。事故防止の観点から、指導事項を遵守しない場合は営業を中止させる。

(3) 火気の使用

基地内で火気を使用する場合は、必ず事前に書類№.10「使用機材一覧表」に記載し、届出をするとともに、火災等の事故防止対策をとること。また、テントごとに消火器を備え付けること。出店日に消火器を忘れた場合、営業はできないので注意すること。

なお、出店日は小美玉市消防本部による巡回指導が行われるので、必ずその指導に従って営業すること。事故防止の観点から、指導事項を遵守しない場合は営業を中止させる。

(4) 入門時刻

出店日は、早朝（令和8年12月5日（土）04：30～05：30、令和8年12月6日（日）03：00～04：00）に入門（現時点の予定であるので変更となる場合がある。）となる。これに伴い、待機時間が発生することがあるので承知されたい。

なお、遅刻した場合は入門できない。

(5) 安全確保

夜明け前の売店設営作業となるので、思わぬ怪我等を防止するためにも照明器具等を持参すること。

なお、万一、負傷や盗難等の事故が発生した場合でも基地側は責任を負わない。

(6) 商品等の追加発注

営業中に品切れとなっても商品等追加のための車両を入出門させることはできない。また、販売時間中に完売しても終了時刻前の売店撤収、出門はできない。

(7) 資機材の準備

売店営業に必要な資機材、電気、ガス、水等は全て各自で準備した上、持参すること。これらの物品について基地内への配達及び回収のため、別途、リース会社等の車両を入門させることはできない。

(8) ゴミ処理

販売に伴うゴミ等は、出店者側で全て持ち帰ること。また、販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施し、官側の点検を受けること。

なお、ゴミ袋、清掃用具、清掃に必要な水等は出店者側で準備すること。

(9) 事前予行（1日目）終了時

テント及びその他の資機材等の残置は可とするが、ガスボンベ、ガスコンロ等については、ガス栓を閉めるとともに、ガスホースを外す・措置を講ずるものとする。ただし、食材、商品、貴重品、車両等の残置は不可とする。

なお、テント及びその他の資機材の残置により出店業者に損害が発生した場合においても航空自衛隊百里基地は、何ら賠償又は補償はしない。

(10) 国有財産使用料

出店に際し、国有財産法の規定に基づく土地の使用許可申請を行い、当該財産使用料を負担すること。官側の都合で航空祭が中止又は出店が取り止めとなった場合以外、当該財産使用料は発生する。細部については、出店業者決定後に説明する。

(11) 損害賠償等

テント及びキッチンカー転倒、食中毒、火災事故等、各店舗の責により発生した事故等による損害は各店舗により損害賠償を行うこと。

(12) その他

ア 基地内への立入り、車両運行及び基地内での行動等については、官側の指示に従うこと。また、指定された区域以外への立入を禁止する。

イ 公告、募集要項及び誓約書の各内容に加え、航空祭臨時売店の整齊とした運営のため、基地から指示する事項に従わない場合は、その時点で失格、販売中止等の処置を行うことがあるほか、悪質と判断される場合は、今後の出店を断る場合があるので、販売員への周知徹底も十分に行うこと。

なお、販売中止等の処置により出店業者の方に発生した損害について、航空自衛隊百里基地は、何ら賠償又は補償しない。

ウ 航空祭実施日の会場設営の都合上、出店場所における出店準備を遅らせる場合がある。

7 提出書類等

(1) 別表のとおり。

(2) 提出先

〒311-3494

茨城県小美玉市百里170

航空自衛隊百里基地

第7航空団基地業務群業務隊

厚生班長 本間事務官（令和8年度百里基地航空祭売店係）

電話番号：0299-52-1331（内線2523）

受付時間：平日08：15～17：00（13：00～14：00を除く。）

(3) 提出期限等

令和8年10月14日（水）までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、**令和8年10月14日（水）**必着とする。

(4) 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限までに必要書類の提出がない場合

イ 提出書類の不足、提出書類に必要事項の記載がない等、提出書類に不備があった場合

ウ 提出書類により防衛省一般競争入札参加資格と同等の資格を確認できなかった場合

エ 提出書類に虚偽の記載があった場合

オ 警察への照会により役員及び従業員等が暴力団に関する該当者として指摘された場合

カ 同一経営者による複数の応募があった場合（社名が異なっている、役員及び販売員等に同一人物の記載があり、同一経営者（家族経営を含む。）であると判断した場合を含む。）

キ 第10項に示す事前説明会に参加しなかった場合

ク 公告、募集要項に納得いただけない場合

ケ その他の不正行為が認められた場合

注：上記の理由により、出店できない場合、応募業者の方に発生した損害について、航空自衛隊百里基地は賠償又は補償しない。

8 選考の方法

提出された書類を厳正に審査し、応募資格及び申請内容に問題のない業者を出店業者として選考する。

ただし、募集数を超える場合は、官側で決定（抽選等）する。

応募状況、出店業者の審査に関すること及び決定に関する問い合わせには、一切答えることはできない。

9 出店業者の決定

(1) 決定時期

令和8年10月中旬

(2) 通知方法

出店決定業者にのみ郵送で通知する。

なお、出店業者として決定した場合でも、官側の都合や天候等の理由により、出店が取り止めとなる場合がある。その場合は改めて通知する。

出店が取り止めとなった場合における費用、損害等、いかなる理由においても基地側は一切の賠償及び補償はしない。

10 事前説明会等（出店決定業者のみ）

(1) 日時

令和8年10月26日（月） 14：30～15：30

(2) 場所

航空自衛隊百里基地 レクリエーションセンター2階 多目的ホール

(3) 内容

航空祭事前調整事項及び食品衛生に関する諸注意及び出店場所の説明（出店場所については事前に官側で抽選を実施する。なお、出店場所の抽選に関することについては、一切答えることができない。）

(4) その他

事前説明会に参加されない業者は出店できない。また、業者間での委任（代理）は不可とする。

11 その他

(1) 出店の募集に係る公告及び本募集要項に定めのない事項及び細部については、必要の都度示す。

(2) 百里基地航空祭臨時売店の募集及び出店にあたり、応募業者に発生した損害については、いかなる理由でも賠償及び補償はしない。

(3) 出店権利の譲渡、名義貸しは禁止する。応募及び出店は1業者1店舗までとする。

(4) 航空祭実施日に、調理員及び販売員として入門する全ての者について、公的機関

が発行した顔写真入りの証明書（自動車運転免許証、旅券（パスポート）等）による本人確認を行う。

上記による本人確認ができない場合は、基地への立ち入りは禁止する。

（５）官側の指示に従わない場合は、出店を断る場合がある。

（６）この公募の中に近隣自治体からの出店が約２店舗程度含まれていることを了承されたい。

〔個人情報に関すること〕

提出いただいた書類については、百里基地航空祭の運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ない。

提出書類一覧

1 申請書類等（定型用紙があるもの）

No.	書類の名称	提出期限	備考
1	令和8年度百里基地航空祭臨時売店出店申請書	10/14 (水)	
2	業務確約書	10/14 (水)	
3	誓約書（その1）	10/14 (水)	
4	役員名簿	10/14 (水)	
5	誓約書（その2）	10/14 (水)	
6	基地入門者名簿	10/14 (水)	名簿に記載されていない者は、当日販売員としての基地立ち入り及び販売に係わることはできない。また、提出後の追加、変更はできない。
7	販売品目内訳表	10/14 (水)	記載された品目以外の販売はできない。
8	会社概要等	10/14 (水)	印刷物がある場合は、本紙の後に添付することにより記入省略可とする。
9	基地乗入車両届	11/4 (水)	記載された車両以外は乗入れできない。また、違法改造等行っている車両は乗入れできない。
10	使用機材一覧表	11/4 (水)	記載された以外の機材は使用できない。

2 その他の必要な書類等（定型用紙がないもの）

No.	書類の名称	提出期限	備考
1 1	戸籍謄本又は登記簿謄本	1 0 / 1 4 (水)	法人：登記簿謄本 個人：戸籍謄本
1 2	財務諸表	1 0 / 1 4 (水)	法人：直近の貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書等 個人：直近の所得税青色申告決算書の写し
1 3	納税証明書	1 0 / 1 4 (水)	個人：その3の2（税務署で取得する。） 法人：その3の3（税務署で取得する。）
1 4	身分証明書の写し	1 0 / 1 4 (水)	基地入門者名簿に記載された方全員の公的機関が発行した身分証明書の写し（顔写真入り）
1 5	印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）	1 0 / 1 4 (水)	各申請書類は印鑑証明書の印鑑を使用すること。
1 6	臨時営業許可証の写し	1 1 / 4 (水)	食品衛生法に基づく登録、許可を必要とする食品販売業者のみ。
1 7	細菌検査結果報告書（原本）	1 1 / 4 (水)	<u>令和8年10月1日（木）</u> 以降に実施したもの。調理者及び販売員全員分が記載されていること。
1 8	食中毒等の食品事故に備えた保険の加入証の写し	1 1 / 4 (水)	<u>令和8年12月6日（日）</u> が有効期限に含まれているもの。

注1：防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）保有業者は、「資格審査結果決定通知書の写しを提出することでNo.1 1～1 3の提出を省略できる。

注2：提出書類の不足、提出書類に必要事項の記載がない等、不備があった場合は失格とする。

注3：No.1 6～1 8は食品販売（テント又はキッチンカー）のみとする。